

日之影町農業委員会 第28回総会

開催日時 : 令和5年2月21日(火) 午前9時開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 穂積 ミサ子 山本 英二
 米田 正 矢通 広信 工藤 昭一 今村 浩二三
 一水 秀樹 桝田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美
 中川 今朝久 押方 徹 甲斐 秀人 戸高 和子

欠席委員 : なし

議事日程 : ① 議案第99号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

② 議案第100号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

③ 議案第101-1号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

④ 議案第101-2号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

⑤ 議案第101-3号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

⑥ 議案第101-4号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

⑦ 議案第98号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権賃借）の承認
について」

議長	これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事のとおりであります。 審議に入る前に議案第98号については、最後に審議させていただきます。 それでは、はじめに、議事録署名委員を指名します。 5番 米田 正 委員、6番 矢通 広信 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。
議長	議案第99号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第99号朗読・説明)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	現在は〇〇県の〇〇さんになっておりますが、もともとは亡くなられております、〇〇さんの農地です。〇〇さんが亡くなられて、〇〇さんのお姉さんが相続されていたようです。今回、〇〇の会長の奥さんの〇〇さんが買われるようです。平成28年に〇〇さんのお姉さんも亡くなられ、お姉さんの娘さんが相続されたようです。後からの議案でもありますが、〇〇さんの農地について、〇〇及び〇〇さんで買われるそうです。 場所ですが、〇〇及び〇〇の入り口周辺になります。 ご審議お願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	売買金額は分かりますか。
事務局	418,900円です。 他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第99号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第99号は、申請のとおり許可することに決定しました。 次に、議案第100号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第100号朗読・説明) 以上です。
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をいたします。

担当委員	説明いたします。 現地については、事務局と2月8日に確認しました。 賃借人の〇〇さんは〇〇歳で〇〇集落にお住まいです。 場所は、〇〇の近くで国道のすぐ横になります。 令和2年6月の総会で〇〇さんから〇〇さんへの所有権移転の許可をいただきましたが、その時すでに農振除外と転用申請の指導を事務局より行っておりました。農振除外が終わりましたので、今回の申請となりました。 以前は、畑として耕作していましたが、畑への出入りも交通量の多い国道からしかなく畑としての活用が困難になったため、〇〇の駐車場として使用したいということでした。 ご審議をお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。 質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第100号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第100号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、議案第101号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。 議案第101-1号から議案第101-4号は、譲受人が同じで関連しておりますので、一括して審議したいと思います。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第101-1～101-4号朗読・説明)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	航空写真を見ていただくと分かりますが、筆界未定地が含まれるため、譲受人が4名いる形になります。現在、〇〇の事務所は〇〇にあります。台風等の災害を受けやすい場所になります。今回の申請地に事務所及び整備工場を建設されるようです。顛末書も添付されていますが、一部の農地について登記は畑、田になっていますが、実際は竹等が生えており雑木林のようになっておりました。伐採だけなら問題ないのですが、砂利を持ってきて造成までしたようです。国道に面した土地であり、近くに関連会社もある場所になります。 所有者の方についても納得されているようです。 相続登記等も終わっているようです。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員	現在の〇〇にある、重機や砂利も〇〇に上がってくるのでしょうか
担当委員	重機は上がってきます。
委員	その際、風等による砂埃等、近隣住民の方に影響はないのでしょうか。
担当委員	駐車場と事務所ですので、下にある砂利等はそのままの計画のようです。
議長	他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声)
	これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第101号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第101号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。
	それでは、最初のページに戻りまして、議案第98号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権賃借）の承認」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第98号朗読・説明)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	現地については、事務局と2月8日に確認しました。 貸し手の〇〇さんは〇〇歳、以前は大工をされており、〇〇集落にお住まいです。 受け手の〇〇さんは〇〇歳、〇〇集落にお住まいで、水稻やWC S等を栽培されています。 場所は、大規模林道の〇〇の近くになります。 賃借期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間になります。 ご審議をお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	何を作られるのですか。
担当委員	水稻になります。
委員	〇〇さんは主に何を作付けされているのですか。
担当委員	水稻やサツマイモを作付けされています。
委員	自分の農地では水稻は作付けされていないのですか。

担当委員

自分の農地でもされています。

議長

他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第98号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権賃借）の承認」について、申請のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第98号は、申請のとおり承認することに決定しました。

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。

第28回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした
ありがとうございました。